

災害体験VR機材貸出要領

1 目的

この要領は、県民一人ひとりの防災意識の高揚に向けた普及啓発のため、県防災危機管理課が保有する災害体験VRに係る機器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

下記記載の物品（以下「県防災機材」という。）について貸し出すものとする。

- (1) 災害体験VRコンテンツ入りヘッドマウントディスプレイ（PICO G3）
- (2) ミラーリングディスプレイ用接続機器（JVAW56）※希望者のみ

3 貸出対象

県民の防災意識の高揚、自主防災組織の活動促進・活性化、その他地域等の防災力向上に資するものとして、市町、消防本部（局）、学校、自治会（自主防災組織）、企業等の各種団体（以下「各種団体」という。）又は「山口県自主防災アドバイザー」が実施する、防災訓練や各種イベント等（県内で開催されるものに限る。以下、「防災訓練等」という。）で使用するために、供するものとする。

なお、機材の性質上、県防災機材の使用は中学生以上とし、小学生以下を使用対象とする防災訓練等への貸出しは行わない。

4 貸出方法

- (1) 県防災機材の貸出しを希望する各種団体又は「山口県自主防災アドバイザー」（以下「借用者」という。）は、災害体験VR機材貸出申込書（様式1）を県防災危機管理課に提出するものとする。
- (2) 県防災危機管理課は、前項による申込が適当と認められるときは、借用者に対し県防災機材を貸し出すものとする。
- (3) 多数の貸出しを希望する場合は、借用者と県防災危機管理課が協議して決定とするものとする。また、同一時期に複数の申込があった場合は、先着順とするものとする。
- (4) 借用者への県防災機材の貸出しは、原則として次に掲げる方法により行うものとする。
 - ア 借用者が県防災危機管理課から直接受け取り、直接返却を行う。
 - イ 借用者の費用負担により、業者等に運搬を依頼し、受取及び返却を行う。
- (5) 借用者は、県防災機材を返却する際は、災害体験VR機材貸出報告書（様式2）に使用状況を記入の上、県防災危機管理課へ提出するものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として5日間とする。ただし、県防災危機管理課が認める場合は、この限りではない。

6 貸出料金

無料とする。ただし、県防災機材の郵送料及び使用前後についての充電に係る費用は、借用者負担とする。

7 損害賠償

- (1) 借用者の故意又は過失により、県防災機材を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物をもって賠償させる場合がある。
- (2) 県防災機材を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県防災危機管理課は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

8 留意事項

- (1) 借用者は、貸出期間中、常に善良な注意をもって県防災機材を維持管理するものとする。
- (2) 借用者は、事故又は故障が生じたときは、直ちにその旨を県防災危機管理課まで報告するものとする。
- (3) 借用者は、県防災機材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (4) 借用者は、県防災機材を個人的に使用してはならない。
- (5) 借用者は、県防災機材を第三者に転貸してはならない。
- (6) 借用者は、県防災機材の現状を変更してはならない。
- (7) 借用者は、県防災機材から各コンテンツを変更してはならない。
- (8) 借用者は、県防災機材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (9) 県防災危機管理課は、借用者が(1)～(8)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる
- (10) 借用者は、県防災機材の使用が完了したとき又は貸出しの取り消しがされたときは、県防災危機管理課に直ちに返却しなければならない。
- (11) その他この要領に定めのない事項は、借用者と県防災危機管理課が協議して決定するものとする。

附則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。